

妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書

現在の日本は出生率が毎年低下傾向にあり、「人口減少」に歯止めがかからない状態になっています。大きな要因として若者の多くが不安定、低賃金の雇用形態で働いていることなどがあります。そうした問題に対して国の「骨太の方針2022」でも「児童虐待防止対策の更なる強化、ヤングケアラー、若年妊婦やひとり親世帯への支援、真に支援を要するこどもや家庭の早期発見」などの支援対策などが掲げられています。また、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の中で、「子育て世代包括支援」の方針が決められ、各自治体で子育て世代包括支援センターの設置や産後健診、産後ケア事業等が実施されています。さらに平成30年の成育基本法は「妊産婦に対し成育医療等を切れ目なく提供する」などの内容で可決成立しています。

全国では200を超える自治体で妊産婦医療助成があり、助成制度がない他県で実施された妊産婦アンケートでは1万3千人を超える回答の9割以上が「乳幼児医療費助成」のような医療機関での窓口負担を軽減する医療費助成制度の創設を希望し、その中でも約6割が強く希望していることが明らかになりました。不調の際、費用面の不安なく受診できることは、胎児・子どものすこやかな成長に大きく寄与します。こうした制度により社会全体で妊産婦を支えるという環境が醸成でき、妊娠期から特に鬱に陥りやすい産後直後から1年間の母親の不安定な心理状態のなかで安心感にもつながり、ひいては少子化対策の一助になると考えます。

3割という高い窓口負担があるが故に、特に配慮が必要な妊婦に対し全標榜科で手厚く診療する体制整備を目的とした診療報酬点数（妊婦加算）が、患者負担の増加を理由とした批判の声により廃止されたことも記憶に新しい。

よって、本市議会は以下のことを強く要望します。

記

1. 妊産婦が安心して出産するために、窓口負担、院外処方箋の薬局負担を無料とする妊産婦医療費助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月20日

摂津市議会